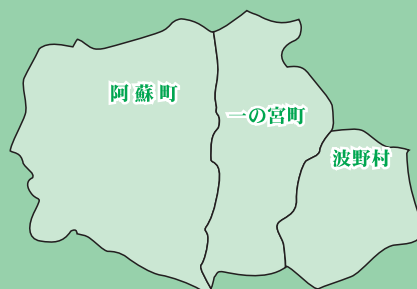


阿蘇中部3町村



合併協議会だより

発行責任者 / 阿蘇中部3町村合併協議会 会長 河崎敦夫 編集・発行 / 阿蘇中部3町村合併協議会事務局 一の宮町宮地1957-4 ☎0967-35-4011
ホームページアドレス <http://www.aso.ne.jp/~asochubu/>

合併協議会の状況



2月10日（火）に第四回阿蘇中部3町村合併協議会が、一の宮町就業改善センターで行われました。
河崎会長のあいさつのあと、任意協議会の決算及び法定協議会の予算案、監査報告、小委員会の報告が行われました。その後、今回協議事項の4議案について協議が行われ、そのうち2議案が承認され、2議案が継続協議となりました。今回の審議経過及び提案事項については次のとおりです。

第4回協議会 2月10日(火)

場所

一の宮町／就業改善センター

報告事項

○報告第八号 平成十五年度任意協議会歳入歳出決算並びに監査報告について

任意協議会の決算について事務局から報告が行われました。その後、山部監査委員から監査報告がなされ、報告どおり承認されました。

○報告第九号 平成十六年度法定

協議会歳入歳出予算について

法定協議会予算案について事務局から報告が行われ、報告どおり承認されました。

協議事項

○小委員会報告

家人委員長から、庁舎建設等に

関する小委員会の経過について次のとおり報告を行いました。

小委員会では一月二十日～二十一日にかけて、篠山市を視察し、新市本庁舎の規模や組織体制、文化ホールの施設や運営状況、支所庁舎の状況や組織体制について研修を行いました。

研修結果を踏まえ、一月二十九日に第二回の委員会を開催し、本庁舎改修計画の検討を行い、電算室については七月末まで、本庁舎については十二月末までに完了するよう事業を進めることを承認しました。

また、支所の規模や文化ホールについても現在検討を進めているところです。

○協議第七号 財産及び債務の取扱いについて(財産区等)(継続)

再度継続協議となりました。

○協議第十号 町、村、字名の取扱いについて

各町村において協議をいただきましたが、一の宮町においては「一の宮町大字※※」を「阿蘇市一の宮町※※」に、阿蘇町においては

「阿蘇町大字※※」を「阿蘇市※※」に、波野村においては「波野村大字※※」を「阿蘇市波野大字※※」に置き換えることで承認されました。

○協議第十五号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

各町村意見は基本的に原案どおりということでしたが、事務局から、法律の解釈により在任特例の期間については協議により明確に定めておく必要があるとの報告を行い、次回までの継続協議となりました。

○協議第十六号 納税組合・各種奨励金の取扱いについて

原案どおり承認されました。

提案事項

○新市建設計画について

新市建設計画については、県との事前協議をもとに、ユニバーサルデザインや男女共同参画社会の視点、防犯・交通安全の視点等から修正を加えたことを報告しました。

修正案をもとに、県との正式協議を行うことを提案し、承認されました。



今回の協議において

確認された事項

協議第十号 町、村、字名の取扱いについて

(一) 町、村、字の区域については、従前のとおりとする。

(二) 町、村、字の名称については、次のとおりとする。

① 一の宮町においては、「一の宮町大字※※」を「阿蘇市一の宮町※※」に置き換える。

② 阿蘇町においては、「阿蘇町大字※※」を「阿蘇市※※」に置き換える。

③ 波野村においては、「波野村大字※※」を「阿蘇市波野大字※※」に置き換える。

協議第十六号 納税組合・各種奨励金の取扱いについて

納税組合については、存続させるものとする。

納税組合奨励金交付方法等については、合併までに調整する。個人町村民税及び固定資産税にかかる全期前納報奨金については廃止する。

平成十六年二月十日確認



研 修 報 告

兵庫県篠山市 に研修して

合併協議会では一月二十日・二十一日、協議会の小委員会九名、町村長二名、総務課長二名、総務部会七名、事務局三名の計二十三名で兵庫県篠山市及び稲美町に視察研修を実施いたしました。

今回の研修は、阿蘇市の本庁舎・市庁舎及び文化ホールの規模、更には職員配置等に関する課題に直面し、これらのことを検討するために実施したものです。

篠山市を研修地としたのは、人口規模や面積が阿蘇市に類似していることと、合併後五年が経ち、施設の利用や職員の配置等改善された経緯があることでした。

篠山市は兵庫県多紀郡に位置し、昭和五十年に6町村のうちの3町

村が合併し4町村となっていました。平成十一年にその4町村が合併して篠山市となったものです。

新市の発足当時から本庁集中方式で、旧町村に支所が置いてありましたが、合併後五年が経ち支所の管理や職員配置も改善され、住民の要望などその変遷を伺う事ができました。

あわせて、文化ホールの設置状況・施設規模・利用状況等も研修いたしました。沢山の施設があり、大いに参考となる有意義な研修でありました。

今後、総務部会では職員の組織計画、支所職員の組織計画を、また、建設委員会では支所の規模や文化ホールの規模などそれぞれの意見調整を進めていかなければなりません。

今回の研修では、事態に直面した課題を持ち、それぞれのところで真剣な研修がなされました。研

修で得た知識を生かし、合併した新市の施設が、円滑に且つ効果的に運営されていけるよう調整に努めてまいります。



↑篠山市長より挨拶



稲美町文化ホールを研修→

阿蘇中部3町村合併協議（協定）項目一覧表

○印は前回までの協議会で承認された項目

区 分	番 号	項 目	承 認
基 本 的 事 項	1	合併の方式	○
	2	合併の期日	○
	3	新市の名称	○
	4	新市の事務所の位置	○
	5	財産及び債務の取扱い	
合 併 特 例 法 に 規 定 さ れ て い る 協 議 項 目	6	新市建設計画（ビジョン）	○
	7	議会議員の定数及び任期の取扱い	○
	8	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	
	9	地方税の取扱い	○
	10	一般職員の身分の取扱い	○
そ の 他 必 要 な 協 議 事 項	11	特別職等の身分の取扱い	○
	12	条例、規則等の取扱	○
	13	事務機構及び組織の取扱い	○
	14	一部事務組合の取扱い	○
	15	使用料、手数料等の取扱い	○
	16	公共的団体等の取扱い	○
	17	補助金・交付金等の取扱い	○
	18	町・村・字名の取扱い	○
	19	慣行の取扱い	○
	20	国民健康保険の取扱い	○
	21	介護保険の取扱い	○
	22	消防団の取扱い	○
	23	行政区の取扱い	○
	24	姉妹都市の取扱い	○
	25	国際交流事業の取扱い	○
	26	電算システム事業の取扱い	○
	27	広報・広聴関係事業の取扱い	○
	28	防災関係事業の取扱い	○
	29	人権教育・同和対策事業の取扱い	○
	30	保健衛生関係事業の取扱い	○
	31	病院・診療所（直営）の取扱い	○
	32	障害者福祉事業の取扱い	○
	33	高齢者福祉事業の取扱い	○
	34	児童福祉事業の取扱い	○
	35	保育事業の取扱い	○
	36	その他の福祉事業の取扱い	○
	37	ゴミ収集運搬業務事業の取扱い	○
	38	環境対策事業の取扱い	○
	39	農林水産関係事業の取扱い	○
	40	商工観光関係事業の取扱い	○
	41	建設関係事業の取扱い	○
	42	上・下水道事業の取扱い	○
	43	学校教育関係の取扱い	○
	44	社会教育関係の取扱い	○
	45	その他の事業の取扱い	

次回協議会の開催日

第五回合併協議会は、三月九日(火)午後一時三十分から一の宮町就業改善センターで開催いたします。

※協議会の開催日及び開催時間は、毎月第二火曜日午後一時三十分開催を原則としています。

なお、今後の協議会開催予定は基本的には次のような計画を持っておりますが、会場等については、今後の合併協議会だより、または町村役場、合併協議会事務局等にご確認ください。

回数	開催予定日	場所
第6回	16年4月13日	阿蘇町

協議会は傍聴できます

合併協議会の会議は、公開を原則としています。どなたでも傍聴できます。

ただし、傍聴席の数には限りがありますから、傍聴者が多数の場合は会議前に抽選をさせていただきます場合があります。

協議会の会議資料は閲覧することができます

合併協議会の会議録や会議資料は、合併協議会事務局で閲覧することができます。

また、議事録や合併協議会だよりについては、ホームページにも掲載しています。詳しくは事務局にお尋ねください。

ホームページで情報を公開しています

協議会の開催状況や合併に関する情報を提供しておりますので、ご利用ください。

URL <http://www.aso.ne.jp/~asochubu/>

編集後記

二月十四日恒例のバレンタインデーの日に、待望の春一番が吹きました。いよいよ春の訪れも間近となり、草原の野焼きも始まりました。

合併協議会も協議項目は、あと二項目となりましたが、事務的な調整事項は今からが大変です。

雄大な阿蘇の大自然の中に、阿蘇郡があり、その郡の中に十二の自治体がそれぞれ特色ある生活をしてきました。今回の町村合併で半数ぐらいの自治体になると思います。

昔より、「阿蘇は一つ」の言葉がありました。今回の合併の話も、当初は「阿蘇郡は一つ」の大合併の話から始まりましたが、初期の調整段階でそれぞれの思いが異なり、いつか一つになることはできませんでしたが、やがて将来は、大きな自治体となっていくことでしょう。

この3町村合併も、阿蘇市の将来のことを考えながら、互譲の精神で調整に努め、新市誕生桜満開の春を迎えたいものです。